

第2章

那須塩原市の歴史文化資源の概要と特徴

第2章 那須塩原市の歴史文化資源の概要と特徴

1 指定等文化財

(1) 指定等文化財の分類

本市の指定等文化財は、文化財保護法及び栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）、那須塩原市文化財保護条例（平成17年1月1日条例第119号、改正：平成28年9月29日条例第23号）によって指定及び選択、登録されています。

■ 指定等文化財件数一覧

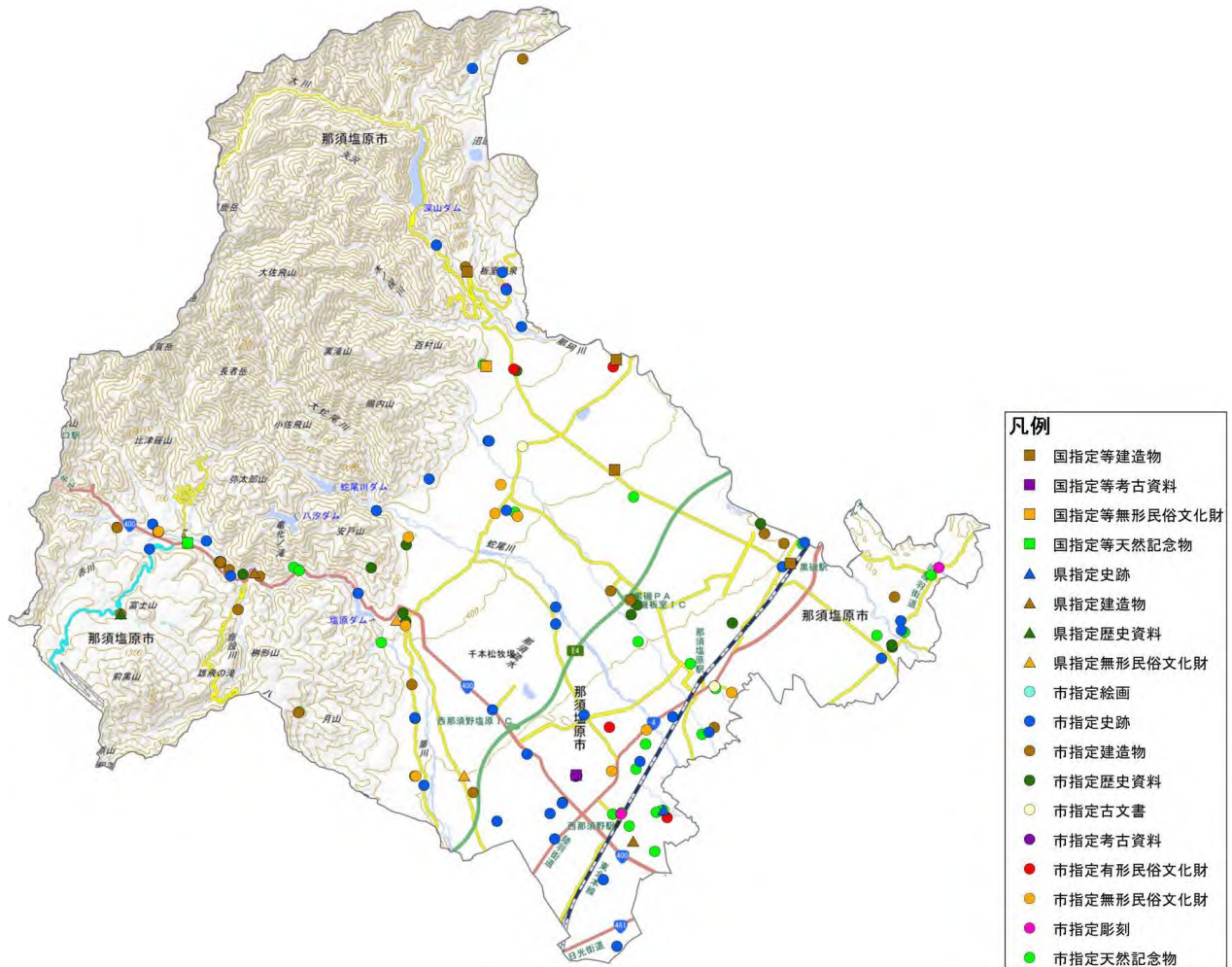
| 区分（種別） | | 国 | | | 県 | 市 | 合計 | |
|---------|-----------------------|--------|-----|----|----|-----|----------|----|
| | | 指定 | 選択 | 登録 | 指定 | 指定 | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 2 | - | 6 | 2 | 27 | 37 | |
| | 美術工芸品 | 絵画 | 0 | - | 0 | 1 | 16 | 17 |
| | | 彫刻 | 0 | - | 0 | 0 | 9 | 9 |
| | | 工芸品 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 書跡・典籍 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 古文書 | 0 | - | 0 | 0 | 8 | 8 |
| | | 考古資料 | 1 | - | 0 | 0 | 2 | 3 |
| | 歴史資料 | 0 | - | 0 | 1 | 18 | 19 | |
| 無形文化財 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | |
| | 無形民俗文化財 | 0 | (1) | 0 | 3 | 12 | 15(16) | |
| 記念物 | 遺跡（史跡） | 0 | - | 0 | 1 | 37 | 38 | |
| | 名勝地（名勝） | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 動物・植物・地質鉱物 （天然記念物） | 1 | - | 0 | 1 | 25 | 27 | |
| 文化的景観 | | - | 0 | - | 0 | 0 | 0 | |
| 伝統的建造物群 | | - | 0 | - | - | 0 | 0 | |
| 合計 | | 4 | (1) | 6 | 9 | 159 | 178(179) | |
| | | 10(11) | | | | | | |

※国選択無形民俗文化財1件は市指定無形民俗文化財を兼ねる。

(2) 指定等文化財の分布状況

指定等文化財の分布状況を見ると、江戸時代からの村落、旧街道筋に集中していることが特徴的です。

■ 指定等文化財分布



※国土地理院標準地図を加工して作成

(3) 埋蔵文化財（遺跡・遺物）

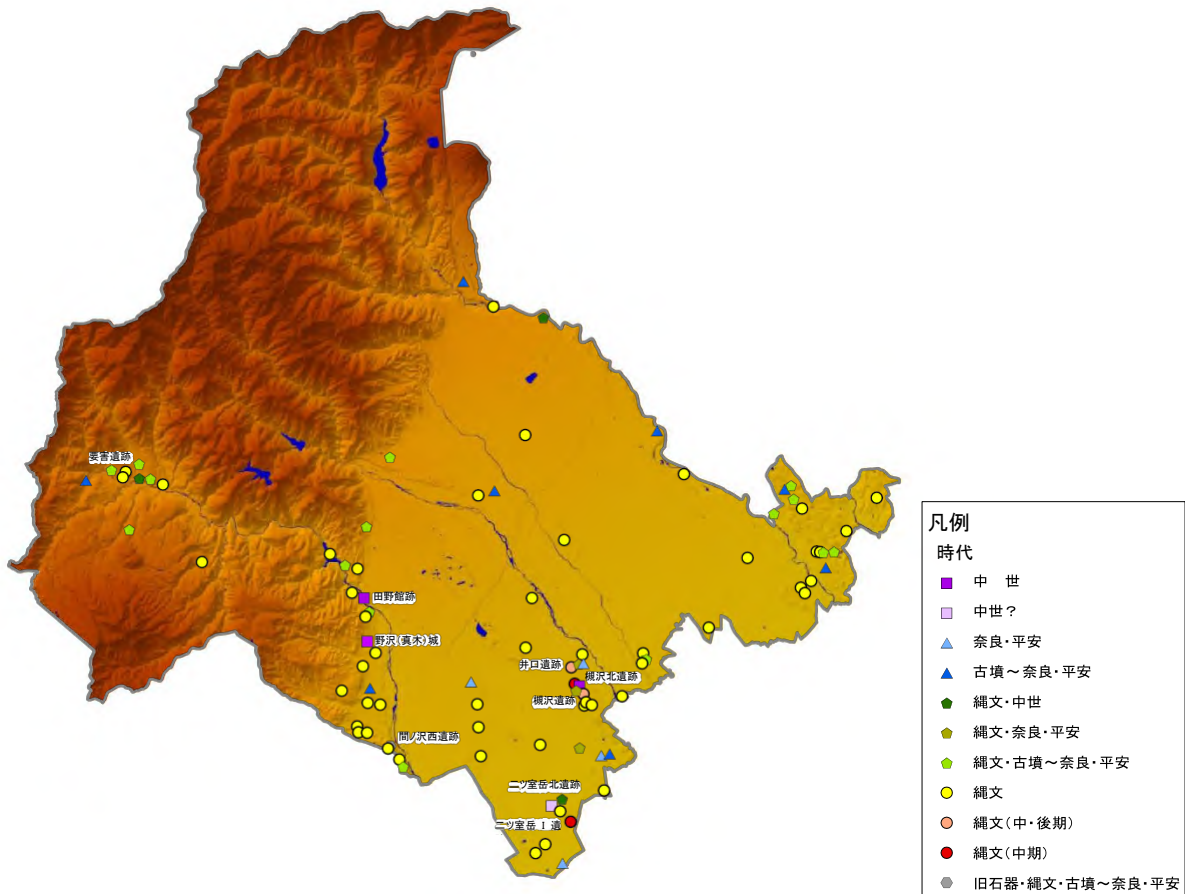
これまで、旧西那須野町では昭和 63 年（1988）から平成元年（1989）にかけて遺跡詳細分布調査が実施されましたが、旧黒磯市及び旧塩原町では調査が十分に行われていませんでした。このため、平成 26 年（2014）から 3 年間にわたり、市内全域を対象として遺跡の詳細分布調査を実施し、その成果を「那須塩原市遺跡分布図」（平成 29 年 3 月）として公開しました。この調査の結果、多くの新たな遺跡が確認されましたが、未調査の遺跡が多く、国指定重要文化財の深鉢型土器が出土した槻沢遺跡（市指定史跡）などのような遺跡が発見される可能性もあります。

■ 遺跡の種別

| 区分 | 時代 | 指定 | 件数 |
|----------|-------|----|----|
| 周知の埋蔵文化財 | 旧石器 | 0 | 1 |
| | 縄文 | 1 | 78 |
| | 古墳 | 0 | 26 |
| | 奈良・平安 | 0 | 34 |
| | 中世 | 0 | 5 |

※『那須塩原市遺跡分布地図』により作成

■ 那須塩原市全域の遺跡分布



(4) 指定等文化財の市の分類 (テーマ)

本市では、平成 24 年 (2012) に刊行した文化財紹介冊子『那須塩原市の文化財』において、指定等文化財を 11 のテーマによって分類しています。テーマ別に見ると開拓関係 (17 件)、御用邸・別邸・会館等 (6 件) など近代を象徴するものと、交通関係 (近世 12 件・近代 3 件)、民俗文化財 (有形 4 件・無形 15 件) 及び動物・植物・地質鉱物 (天然記念物) (27 件) が多いのが特徴といえます。

■ 指定等文化財市分類別件数一覧

| 市の分類（テーマ） | 文化財保護法による区分 | | | 市指定 | 件数 |
|----------------------|-------------|-------------------|------|-----|-----|
| | 区分（種別） | | | | |
| 1 開拓関係 | 有形文化財 | 建造物 | | 国指定 | 1 |
| | | 美術工芸品 | 古文書 | 市指定 | 4 |
| | | | 歴史資料 | 市指定 | 3 |
| | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 市指定 | 9 |
| 2 御用邸・別邸・会館等 | 有形文化財 | 建造物 | | 国指定 | 1 |
| | | | | 国登録 | 1 |
| | | | | 県指定 | 2 |
| | | | | 市指定 | 1 |
| 記念物 | 遺跡（史跡） | | 県指定 | 1 | |
| 3 考古関係 | 有形文化財 | 美術工芸品 | 考古資料 | 国指定 | 1 |
| | | | | 市指定 | 1 |
| | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 市指定 | 1 |
| 4 交通関係 | 有形文化財 | 美術工芸品 | 古文書 | 市指定 | 1 |
| | | | 歴史資料 | 市指定 | 1 |
| | 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | | 市指定 | 1 |
| | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 市指定 | 12 |
| 5 神社関係 | 有形文化財 | 建造物 | | 国登録 | 2 |
| | | | | 市指定 | 12 |
| | | 美術工芸品 | 彫刻 | 市指定 | 1 |
| | | | 歴史資料 | 県指定 | 1 |
| | | | | 市指定 | 1 |
| 6 寺院仏堂関係 | 有形文化財 | 建造物 | | 市指定 | 11 |
| | | | | 市指定 | 7 |
| | | 美術工芸品 | 彫刻 | 市指定 | 1 |
| | 歴史資料 | 市指定 | 1 | | |
| 記念物 | 遺跡（史跡） | | 市指定 | 2 | |
| 7 城跡 | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 市指定 | 5 |
| 8 農村建築物・史跡・歴史資料 | 有形文化財 | 建造物 | | 国登録 | 3 |
| | | | | 市指定 | 3 |
| | | 美術工芸品 | 古文書 | 市指定 | 3 |
| | | | 考古資料 | 市指定 | 1 |
| | | | 歴史資料 | 市指定 | 12 |
| | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 市指定 | 7 |
| 9 民俗文化財 | 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | | 市指定 | 4 |
| | | 無形民俗文化財 | | 国選択 | (1) |
| | | | | 県指定 | 3 |
| | | 市指定 | 12 | | |
| 10 絵画・彫刻 | 有形文化財 | 美術工芸品 | 絵画 | 県指定 | 1 |
| | | | 市指定 | 16 | |
| | | | 彫刻 | 市指定 | 1 |
| | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 市指定 | 1 |
| 11 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | 記念物 | 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | | 国指定 | 1 |
| | | | | 県指定 | 1 |
| | | | | 市指定 | 25 |

2 未指定文化財、その他歴史文化資源

(1) 未指定文化財、その他歴史文化資源の概要

本市においては、平成29年度から令和元年度の歴史構想策定に伴い、文化財の悉皆調査を実施しました。行政連絡員を通じた自治会班回覧「あなたの地域の『隠れた文化財』調査報告書」による情報収集のほか、市・町誌や郷土史（誌）等を参考に未指定文化財、その他歴史文化資源をまとめました。

本市の未指定文化財の件数は、本地域計画作成時点で把握しているものについて、総数229件となっています。文化財の区分で見ると、建造物27件、彫刻1件、古文書84件、考古資料2件、歴史資料46件、無形民俗文化財18件、遺跡（史跡）28件、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）23件となります。古文書や歴史資料、建造物や遺跡が多く存在していることが特徴です。

その他歴史文化資源の件数は、総数29件で、地名が17件と最も多く、他には旧道が3件、踏切名など鉄道関係、資料、景観が各2件、音、馬車、行事が各1件となっています。

これら未指定文化財やその他歴史文化資源には、調査が十分ではないため参考資料の未指定文化財、その他歴史文化資源のリストに挙げきれなかったものが存在すると考えられます。今後も文化財保護審議会を始め住民と一体となって調査研究を進め、未指定文化財、その他歴史文化資源の存在を確認し、価値を共有する必要があります。

■ 未指定文化財、その他歴史文化資源件数一覧

| 区分（種別） | | 合計 | |
|----------------------|-------------------|------|----|
| 有形文化財 | 建造物 | 27 | |
| | 美術工芸品 | 彫刻 | 1 |
| | | 古文書 | 84 |
| | | 考古資料 | 2 |
| | | 歴史資料 | 46 |
| 民俗文化財 | 無形民俗文化財 | 18 | |
| 記念物 | 遺跡（史跡） | 28 | |
| | 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | 23 | |
| 合計（未指定文化財） | | 229 | |
| その他 | 地名、方言、音など | 29 | |
| 合計（未指定文化財、その他歴史文化資源） | | 258 | |



竜化の滝



松方別邸



明賀屋太古館

(2) 未指定文化財、その他歴史文化資源の市の分類（テーマ）

これらの未指定文化財を『那須塩原市の文化財』において分類している11のテーマ別に見ると「農村建築物・史跡・歴史資料」（146件）が圧倒的に多いのが特徴です。この他、「開拓関係」（17件）、「御用邸・別邸・会館等」（6件）など近代を象徴する文化財と、「交通関係」（19件）、「民俗文化財」（19件）、「動物・植物・地質鉱物（天然記念物）」（23件）が多いのが特徴といえます。

■ 未指定文化財市分類別件数一覧

| 市の分類（テーマ） | 文化財保護法による区分 | | | 件数 |
|----------------------|----------------|-------------------|------|----|
| | 区分（種別） | | | |
| 1 開拓関係 | 有形文化財 | 建造物 | | 3 |
| | | 美術工芸品 | 古文書 | 2 |
| | | | 歴史資料 | 3 |
| | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 8 |
| | その他（地名、方言、音など） | | | 1 |
| 2 御用邸・別邸・会館等 | 有形文化財 | 建造物 | | 4 |
| | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 1 |
| | その他（地名、音など） | | | 1 |
| 3 考古関係 | 有形文化財 | 美術工芸品 | 考古資料 | 2 |
| 4 交通関係 | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 12 |
| | その他（地名、方言、音など） | | | 7 |
| | 有形文化財 | 建造物 | | 15 |
| 5 神社関係 | 有形文化財 | 建造物 | | 7 |
| | その他（地名、方言、音など） | | | 1 |
| 6 寺院仏堂関係 | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 2 |
| 8 農村建築物・史跡・歴史資料 | 有形文化財 | 建造物 | | 4 |
| | | 美術工芸品 | 古文書 | 76 |
| | | | 歴史資料 | 43 |
| | 記念物 | 遺跡（史跡） | | 5 |
| | その他（地名、方言、音など） | | | 18 |
| 9 民俗文化財 | 民俗文化財 | 無形民俗文化財 | | 18 |
| | その他（地名、方言、音など） | | | 1 |
| 10 絵画・彫刻 | 有形文化財 | 美術工芸品 | 彫刻 | 1 |
| 11 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | 記念物 | 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | | 23 |

3 歴史文化資源の概要と特徴

歴史文化資源の市の分類（テーマ）ごとの概要と特徴は次のとおりです。

1. 開拓関係

明治13年(1880)から明治20年(1887)頃にかけて、大規模な開拓を志す大農場が生まれました。しかし、これらの大農場は水利に極めて乏しく、この地を潤すために明治18年(1885)に国営事業として開かれたのが那須疏水です。この疏水は日本三大疏水の一つに数えられます。取水口は何度か変わり、蛇尾川を横断する隧道も変更されました。これら、近代の農場・用水に関わる史跡・文書・事務所跡・旧取水施設・大きな足跡を残した人物の頌徳碑や墓地等が文化財に指定され、特に「那須疏水旧取水施設」は国の重要文化財となっています。また、「那須疏水関係文書」(市指定)や「那須疏水土地改良区文書」(未指定)などの古文書、「那須疏水旧蛇尾川伏越出口」(市指定)や「那須疏水本幹水路」(未指定)のような史跡など、那須疏水関連の古文書、史跡が多くあり、農場関連では、「那須開墾社烏ヶ森農場跡」(市指定)や「那須開墾社関係文書」(市指定)など、用水・農場関係の歴史文化資源が多いのは本市の大きな特色といえます。

2. 御用邸・別邸・会館等

明治以降、日光・塩原・那須は名の知られた別荘地となり、皇室の御用邸も造営されました。「旧塩原御用邸新御座所」(県指定)は、昭和56年(1981)に現在地に移築され、天皇の間記念公園として一般開放されています。また、那須野が原には多くの華族農場が生まれ、これらの農場主は、農場・所有地内に別荘を建設し、静養する人も多くいました。別邸のうち、「旧青木家那須別邸」が国の重要文化財に、「大山別邸洋館」・「乃木希典那須野旧宅」が県文化財に指定されており、他にも未指定文化財の「大山別邸和館」や、日本遺産の構成文化財である「松方別邸」があります。

また、御用邸・別邸と異なりますが、黒磯駅近くには石造りの銀行の旧店舗を銀行創業者一族の会館として利用した「高木会館」(現在は喫茶・軽食の店舗として利用)があり、国の登録文化財に指定されています。

3. 考古関係

考古関係の指定等文化財は3件あり、すべて縄文時代のつきのきざいせき槻沢遺跡関連のもので、国指定が有形文化財の「深鉢形土器」、市指定が有形文化財の「槻沢遺跡出土の縄文土器」と記念物の「槻沢遺跡」です。槻沢遺跡は、市内槻沢の北西部の台地に位置する縄文時代の大集落跡です。国の重要文化財に指定された土器のほか、関東では極めて珍しい複式炉が出土するなど、北関東有数の遺跡の一つにかぞえられます。また、指定にはなっていないものの、貴重な資料である「槻沢遺跡出土資料」もあり、関東地方と東北地方などの行政区分が未確定な縄文時代にあって、関東と東北の両圏それぞれの文化が接触・混在した様相をよく示しています。

4. 交通関係

栃木県北部地区は、往古より関東と奥州を結ぶ重要な交通の拠点でした。江戸時代初期には奥州道中が開通し、これ以降の奥州方面へは那須塩原地区を通る複数のルートが開発され、原街道や会津中街道など会津藩関係の街道も開かれました。会津中街道の那須塩原地区内では、三斗小屋・板室本村・百村本田・高林・下横林に宿駅が設置されました。会津中街道は山中に位置していた関係上から、道の保存状態が良く、特に一里塚は他地区に見られないほど多く現存しています。指定等文化財になっている一里塚は7件で、奥州道中関係では「鍋掛の一里塚」、会津中街道関係では「板室本村の一里塚」、「笹野曾里西の一里塚」、「笹野曾里東の一里塚」、「横林の一里塚（一対）」、「接骨木の一里塚」、「下大貫の一里塚（一対）」があります。未指定等文化財の一里塚は3件で、「早坂の一里塚」、「百村の一里塚」、「高林の一里塚」があります。このほか「板室本村の湯本道標」（市指定）など会津中街道の遺跡が多いのが特徴です。

指定・未指定の文化財ではありませんが、「百村宿」や「板室宿」というかつての名称が今も語り継がれています。また、近代交通ルートの史跡として、「塩原軌道「塩原口」駅舎跡」（市指定）や「塩原軌道路線跡」（未指定）があります。

5. 神社関係

本市の特色の一つに、神社が多いことが挙げられます。その中、文化財指定を受けている神社は、温泉神社が7社と最も多く、「三斗小屋温泉神社本殿」、「板室温泉神社本殿」、「新湯温泉神社（本殿）」、「畑下温泉神社（本殿）」、「塩の湯温泉神社（本殿）」、「茗荷温泉神社（本殿）」、「福渡温泉神社（本殿）」があります。未指定文化財の「巻川温泉神社」など、温泉神社の神社名を有する神社は、市内にかなりの数が点在します。また、指定等文化財の神社は塩原地区に多く、温泉神社の他にも、「上塩原の箒根神社」、「塩原八幡宮（本殿）」などがあります。全体に規模は小さいですが、どの神社も内外にたくさんの彫刻が施されています。また、未指定文化財には、「蚕金神社」や「養蚕神社」、「保食神社」など農村のくらしと関わりの深いものがあります。

6. 寺院仏堂関係

市内全域において、民間信仰では、阿弥陀堂、薬師堂、地藏堂、観音堂などが建立され、多くの本尊仏が安置されています。指定等文化財では「上黒磯の阿弥陀堂」と「上黒磯の木造阿弥陀如来立像」、「金沢の薬師堂」、「金乗院奥の院地藏堂」、「引久保百観音堂」と「引久保百観音及び三尊仏」などがあります。未指定文化財では百村の「阿弥陀堂」や「板室本村大日堂」などがあります。また、江戸時代の市北部地区には、山々の神仏を参詣する白湯山信仰や黒瀧山信仰といった山岳信仰があり、「黒瀧山大日尊」（市指定）や「黒瀧山念仏」（その他歴史文化資源）があります。

市内の寺院は、明治時代以前の集落に建立された寺院が多く、塩原地区にある妙雲寺は、市内で唯一の臨済宗の寺院であり、「妙雲寺（本堂）」、「妙雲寺（宮殿）」、「妙雲寺の薬師堂」、「妙雲寺の塩溪文庫（旧閻魔堂）」が市の指定等文化財になっています。未指定文化財では、黒磯地区の「正観寺」や「浄泉寺」、「東福寺」などがあります。また、明治時代初期の廃仏毀釈きしやくにより廃寺となった寺院も多くあり、明治時代以前に建立された旧村地域の寺院と明治時代以降の開拓に伴い新たに建立された寺院があることが、市の寺院の特徴です。

7. 城跡

本市には現在7つの城館跡が確認されています。塩原地区3（塩原（要害）城跡・狭間城跡・離室城跡）、箒根地区3（田野城跡・真木城跡・鳩ヶ森城跡）、鍋掛地区1（杉渡戸要害跡）です。指定等文化財が「塩原（要害）城跡」、「狭間城跡」、「離室城跡」、「野沢（真木）城跡」、「鳩ヶ森城跡」、未指定文化財が「田野城跡」、「杉渡戸要害跡」です。これらの場所は自然の立地を活かした丘陵地や溪谷地にあり、軍事的施設として山城や居館等の形態で、平安時代末期から室町時代にかけて築造されたものです。城（館）跡を訪れてみると、いくつかは草木に覆われ、かつての栄華を一目で知ることが難しいところもありますが、地元の研究会員、あるいは専門家の説明を受ければ、空堀や土塁を確認することができます。

8. 農村建築物・史跡・歴史資料

本市は、黒磯・西那須野・塩原の三地区からなり、江戸時代はそれぞれ支配領主が異なる地域でした。黒磯地区は徳川幕府領、大田原藩領、黒羽藩領、西那須野地区は大田原藩領、塩原地区は宇都宮藩領と大田原藩領という全体的に複雑な領域の構成でした。このような複雑な支配下において誕生した歴史資料には、指定等文化財では「旧津久井家住宅」や「室井家の四脚門」のような建造物や、「城主安全碑」や「高尾塚碑」などの石碑、「黒磯郷所領安堵状」や「板室温泉「温泉記」」のような古文書など様々なものがあります。未指定文化財には「明賀屋太古館」や「晩翠橋」のような建造物や、「十九夜尊」や「軍馬慰霊碑」のような石碑、「塩原を題材とした文学作品」や「川瀬巴水作品」のような歴史資料など、市内の各地区で継承されています。また、その他の歴史文化資源として、「百村新田」や「木綿畑新田」といった地名、「とて馬車」や「三斗小屋誌」などがあります。

9. 民俗文化財

那須地方に伝承されてきた獅子舞は、風流系三匹獅子舞あるいは、一人立三匹獅子舞と呼ばれ、雄2頭と雌1頭で構成されています。関白流（宇都宮上河内よりの伝承）と文挾流（今市文挾よりの伝承）のいずれかを名のることが多くあります。獅子舞の多くは、「二百十日」前後に行われますが、那須地方では、農耕が始まる3月ごろに行われる所も多くみられます。県指定の「塩原平家獅子舞」、市指定の「上塩原古代獅子舞」、「木綿畑本殿の獅子舞」、「高林の獅子舞」、「三本木の獅子舞」、「西富山の獅子舞」があります。

塩原地区に伝承されている「関谷の城鍬舞」（市指定）や「上大貫の城鍬舞」（市指定）、黒磯地区の「百村の百堂念仏舞」（国選択）など、獅子舞から派生したと考えられる民俗芸能も残っていて、那須地方の風土に深く結びついた地域文化を醸し出しています。

神楽や太々神楽は神社に奉納される神事芸能ですが、本市では「木綿畑新田の太々神楽」（市指定）が伝承されています。

また、「嶽山箒根神社梵天上げ」（市指定）、「上塩原源太踊り」（市指定）、「墓沼もちつき」（市指定）や「つきの木もちつき唄」（未指定）などのもちつき唄、「関谷囃子」（市指定）や「遅沢ばやし」（市指定）、「東那須野おはやし」（未指定）などのお囃子、「黒磯巻狩太鼓」（未指定）、「太夫塚八木節笠踊り」（未指定）、「那須苗取り田植え唄」（未指定）など、他にも地域のくらしに根付いたものが多くあります。

10. 絵画・彫刻

本市の指定等文化財のうち絵画は、県指定である「絹本著色羅刹天」のほか、市指定が16点あります。「桐花に鳳凰図」など相馬寛哉の作品が8点、「三島通庸の肖像画」など三島家に関する絵画が3点、「紙本墨画 山水図」など高久靄厓の作品が4点、そして、靄厓没後に後継となった高久隆古の作品「平家物語 小督と仲国」があります。高久靄厓は谷文晁の高弟として知られる栃木県を代表する画家です。「鑿道八景」(市指定)を描いた高橋由一は、山形・福島・栃木の県令を歴任した三島通庸に、石版画による記録を建言した近代洋画の先駆者です。相馬寛哉は花鳥画を得意とし、狩野村の第4代村長にも就任しました。また、彫刻1点「かそのジサマ」が市指定となっている南庄作は、日展審査員、日本彫塑会運営委員を歴任した本市を代表する彫刻家です。未指定文化財は1点で、百村の「阿弥陀如来立像」です。

11. 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

本市の天然記念物は、国指定である塩原八幡宮の逆杉、県指定の「大黒岩(含化石チャネル堆積物)」のほか、市指定が25件あります。多くは、巨樹や老樹ですが、「鍋掛のイトヨ」や「ノギカワモズク」などの生物や、「塩原の材木岩」などの地質鉱物も指定されています。大黒岩(含化石チャネル堆積物)から産出する貝化石群は塩原動物群と呼ばれ、中期～後期中新世の日本を代表する貝化石群の名称となっています。ノギカワモズクは生息地である乃木清水(乃木神社境内)からその名がつけられました。イトヨは栃木県のレッドデータブックに絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されており、ノギカワモズク同様、豊かな自然環境を物語る大変貴重なものです。また、「乃木神社の樹林」や「大山参道」のモミジ並木等は、明治期的那須野が原開拓史と歴史を同じくする、本市ならではの特徴ある天然記念物です。古くから人の営みがある鍋掛地区、高林地区、塩原地区には推定樹齢300年を越す樹木も多く、「寺子のエドヒガン」(推定350年)、「下中野のツバキ」(推定550年)、そして「逆杉」(推定1500年)といった巨木も見ることができます。未指定文化財は23件で塩原地区に多く、「塩原湖成層」や「木の葉化石園化石産出露頭」、「回顧の滝」や「竜化の滝」などがあります。

4 日本遺産

明治期の華族農場を中心とする那須野が原開拓の歴史や文化財を活用した『明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～』が平成30年(2018)5月に日本遺産に認定されました。

【認定自治体（◎は代表自治体）】

◎那須塩原市、大田原市、矢板市、那須町

【ストーリーの概要】

わずか140年前まで人の住めない荒野が広がっていた日本最大級の扇状地「那須野が原」。明治政府の中枢にあった貴族階級は、この地に私財を投じ、大規模農場の経営に乗り出します。近代国家建設の情熱と西欧貴族への憧れを胸に荒野の開拓に挑んだ貴族たち。その遺志は長い闘いを経て、那須連山を背景に広がる豊饒の大地に結実しました。ここは知られざる近代化遺産の宝庫。那須野が原に今も残る華族農場の別荘を訪ねると、近代日本黎明期の熱気と、それを牽引した明治貴族たちの足跡を垣間見ることができます。

■ 『明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～』の構成文化財（那須塩原市）

| 構成文化財名称 | 指定等区分 | 構成文化財名称 | 指定等区分 |
|--------------------|----------|----------------------|----------|
| 旧青木家那須別邸 | 国重文（建造物） | 烏ヶ森の丘 | 市史跡 |
| 大山別邸 | 県有形（建造物） | 那須野が原公園（県北大規模公園） | 未指定 |
| 松方別邸 | 未指定 | 蛇尾川 | 未指定 |
| 旧塩原御用邸新御座所 | 県有形（建造物） | 那須疏水旧取水施設 | 国重文（建造物） |
| 乃木希典那須野旧宅 | 県史跡 | 那須基線（観象台）※北端点 | 市史跡 |
| 三島農場事務所跡（那須野が原博物館） | 市史跡 | 千本松牧場 | 未指定 |
| 那須野が原博物館収蔵資料 | 市有形、他 | 那須ワイン | 未指定 |
| 大山参道 | 市記念物 | ※構成文化財31件中15件が那須塩原市。 | |